

ドイツの憲法、基本法施行から70年——ドイツのデモ事情

梶村道子(ベルリン・女の会)

ドイツの基本法の施行から70年目の今年5月23日、シュタインマイヤー大統領が公邸でコーヒー・タイムを催しました。招かれたのは、大統領に手紙で問題を訴えた市民や公募に応じた市民、戦禍のシリアを逃れてきた姉妹ら、それに三権の長と連邦議会議員など200人です。大統領は、「すべての権力は国民より発します」と、基本法第20条を引いて、ドイツで進む成員間の亀裂を止揚し、社会が再びまとまるには、主権者たる市民が相互に、また政治家との間で議論を極めることが大切だと訴えました。

主権在民と分権、そして市民の抵抗権を定めたこの基本法第20条と、「人間の尊厳は不可侵である」とうたった第1条は、永久条項としていかなる場合にも変更を許されません。この二つの条項は、人間の生存権を徹底して踏みにじったナチスの独裁支配への痛切な反省に立つ基本法の中核だからです。第1条に続き、基本権(人権と市民権)を定めた18の条項の大半は、「各人が」、「すべての人間が」で始まるなど国籍を問わない規定です。

その基本権の第5条(意見表明の自由)と第8条(集会の自由)が、デモをする自由を保障しています。選挙やメディアを介さずに意見を公にできるデモは、ドイツの都市の日常風景です。ベルリン市の場合、昨年のデモや集会の総数は約4,500、1日平均12件でした。最大規模のデモは24万人が参加した“#UNTEILBAR”(わけられない)。右翼政党「ドイツの選択枝」の伸張に顕著な社会の右傾化に抗し、民主主義と人権の堅持を呼びかけました。昨年末に始まった“fridays for future”、タクシー運転手のドライブデモ、農民のトラクターデモと、例を挙げればきりがありません。日本軍「慰安婦」メモリアルデーも、しばしばブランデンブルク門前で他団体の集会と隣り合わせです。

デモのない日を知らないベルリン。ところが最近、こんな事実をしりました。日本大使館発行の「安全の手引き」が、「騒擾事件(デモ・集会等に対する注意)」、「デモ・集会等への対策及び留意事項」として、「デモや集会及び不穏な集団には決して興味本位で近づくな」、「予期せずデモや騒



政治家に気候変動対策の待たなしの実施を迫る児童・生徒や学生のストライキ、“fridays for future”。当初は授業を抜けてデモをすることに批判も出たが、今では無視できない運動に成長。(撮影：梶村太一郎)

擾事件に遭遇した」ら警察官の指示に従い、「速やかにその場から離れ」ろと警告しています。知らなかった、デモがそんなに危険とは。

そもその発端は、大使館発の日本人向け「安全情報」メールです。サービス業労組連合の春闘が続いた今年2月、連合傘下の複数の「労働者団体」のデモに際して、「不用意にデモに近づかないなど、不測の事態、無用なトラブルに巻き込まれないよう」と、大使館が警告を出したのです。件の「労働者団体」とは、例えばベルリン交通局労組や警察労組、保育士労組です。テレビニュースでは、娘を連れた保育士が「社会科の勉強です。学校には欠席届を出しました」とインタビューに答えていました。

表現や集会の自由権に基づくデモや集会を騒擾事件と等値して危険視するのは見過ごせない、私たちは連名で大使館に質問状を出しました。基本権の無視もさりながら、「不測の事態、無用なトラブル」と、読み手にデモへの警戒心を植え付ける印象操作も問題です。実際、「安全の手引き」を読んで、クロイツベルク区のメーデーは危ないと思い込んでいた知人もいました。

そのメーデー、「無秩序主義者」が警察官に投石・挑発して、例年騒動になると大使館は警告していますが、州内務省と行政区による融和策が奏功し、昨今では市民の祝祭として定着しています。今年、ガイゼル州内相は、無届けデモが予告されているが、「住宅難への意見表明であるから、現場での対話に努める」と述べて、禁止にしませんでした。

デモは集団の意見を表明するための基本権ゆえ、届出義務を定めた集会法に優先して擁護されるのです。

さて質問状ですが、参考にするとの三行半の返信に再度回答を求めると、9月ごろに「安全の手引き」を改訂予定とのこと。肝心の質問には未だ無回答です。



国際女性デーの3月8日の中央集会にトルコ社会民主党の女性たちも参加。女性参政権100年を記念して、ベルリン州は今年からこの日を休日定めた。(撮影：筆者)